

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火, 金曜日発行)

目次

ページ

○手数料条例の一部を改正する条例

(財政課)

一

条 例

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十三号

手数料条例の一部を改正する条例

第一条 手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表二百八十の項の次に次のように加える。

二百八十の二 土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十三号)附則第二条第一項の規定に基づく同法による改正後の土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十二条第一項の許可を申請する者	申請するとき	二十四万円
--	--------	-------

第二条 手数料条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表二百八十の二の項を次のように改める。

二百八十の二 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二十一条第一項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る許可を申請する者	申請するとき	二十四万円
---	--------	-------

附 則

この条例中第一条の規定は平成二十一年十月二十三日から、第二条の規定は平成二十二年四月一日から施行する。